加 算 等 の 項 目	料金	加算条件等	
夜勤職員配置加算	48円	1日につき(夜勤時間帯に入所者様100名につき5人の職員が勤務時間換算でいる場合)	
短期集中リハビリテーション実施加算	480円	1日につき 入所後3ヵ月以内の方に集中的なリハビリテーションを行った場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	480円	1日につき 入所日から3ヶ月以内で週3回を限度。医師の指示を受けた 作業療法士等が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合	
若年性認知症入所者受入加算		1日につき(若年性認知症利用者を受け入れた場合)	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		在宅復帰・在宅療養支援等指数が70以上で、地域に貢献する活動を行っていること	
外泊時費用	724円	(1月に0日を限長)	
(外泊時)在宅サービスを利用した時の費	1,600円	1日につき 居宅における外泊を認め、施設により提供される在宅サービスを利用した場合 (1月に6日を限度) 外泊の初日と最終日は算定できない。外泊時費用を算定の時は併算定できない	
	320円	1日につき (死亡日以前4~30日) 医師が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断 1日につき (死亡日前日及び前々日) 係る計画を作成し、医師・看護師・介護職員が共同して阪 1日につき(死亡日) 時説明・同意を得てターミナルケアが行われている場合	
ターミナルケア加算	1,640円		
	3,300円		
初期加算	·		
再入所時栄養連携加算		1回限り(退院後の再入所時に前入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合)	
訪問看護指示加算		1回限り(退所後の訪問看護について指示書を交付した場合)	
栄養マネジメント加算	28円		
低栄養リスク改善加算	600円	1月につき 低栄養リスクが「高」の入所者で、管理栄養士が栄養管理を行った場合。  栄養マネジメント加算を算定していること(6月以内を限度)	
経口移行加算	56円	1日につき 経口で摂取できるが摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に対し 経口維持計画を作成し、特別な管理を行った場合。	
経口維持加算		経口で摂取できるが摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成し、 特別な管理を行った場合。	
経口維持加算(I)	800円	1月につき 摂食障害・誤嚥が認められる方に対し、医師の指示により栄養管理のため の食事観察、及び会議等を行い、経口維持計画を作成、管理栄養士による 栄養管理を行った場合	
経口維持加算(Ⅱ)	200円	1月につき 経口維持加算 I を算定している方に対し、食事の観察及び会議に、医師や歯科医 師・歯科衛生士が加わった場合	
口腔衛生管理体制加算	60円	1月につき 歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対して技術的助言及び指導を月1 回以上行っている場合	
口腔衛生管理加算	180円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者へ口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する指導及び相談に応じていること(口腔衛生管理体制加算を算定していること)	
療養食加算	12円	1回につき(1日につき3回を限度 療養食:糖尿病食、腎臓病食、貧血食等を提供した場合)	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	250円	1回限り 医師が処方する内服薬の減少について、退所時または退所後一月以内 に入所者の主治医へ報告し診療録に記載した場合。	
緊急時治療管理	1,036円	1日につき(緊急時治療を行った場合。1月につき1回、連続する3日を限度)	
特定治療	4700		療報酬点数表に基づく
所定疾患施設療養費(I)		投薬・検査・注射・処置等を行った場合。(肺炎・尿路感染症・帯状疱疹の者)    緊急時治療管理を算定した場合は算定しない。(1月に1回、連続する7日を限度)	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)			
認知症専門ケア加算(I)	6円	1日につき 施設の入所者総数のうち、自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する入所者の割合が 50%以上であること。認知症介護実践リーダー研修を修了している者を必要数配置していること	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	8円	1日につき 認知症専門ケア加算(I)の基準に適合すること。認知症ケアに関する研修計画を 作成し、研修を実施または実施を予定していること	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、 緊急に入所が必要と判断した場合(1日につき、入所から7日を限度)	
認知症情報提供加算		1回につき(認知症の疑いのある入所者を認知症疾患医療センター等に紹介した場合)	
地域連携診療計画情報提供加算	600円	1人につき1回を限度(退院した医療機関の地域連携診療計画に基づき治療等を行った場合) 1月につき 入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて施設入所時に評価し、3月に1回評価 またい発展を提出すること 関連職種が共同して複雑なア計画を作成すること	
褥瘡マネジメント加算		でして「「一人で」を出すること。例を「私」というと、「お店ノノ」「一日で「「人」」のこと	
排せつ支援加算	200円	1月につき 排せつに介護を要する利用者のうち、状態を軽減できると医師または医師と連携した 看護師が判断し、関連職種が共同して支援計画を作成し支援した場合(6月以内を限度1回のみ)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36円	1日につき(看護・介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に3.9%を乗じた単位数の1割	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に2.1%を乗じた単位数の1割	
介護職員等ベースアップ等加算(Ⅰ)	747 A	所定単位数に0.8%を乗じた単位数の1割 加管タルケ空	
加算等の項目	料金	加算条件等	
入所前後訪問指導加算(I) 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	900円	(Ⅱ)退所を目的とした施設サービス計画の策定・診療方針の決定にあたり	
試行的退所時指導加算		生活機能改善の具体的改善目標・退所後の支援計画を策定 退所が見込まれる利用者が居宅へ試行的に退所する場合に、入所者及び家族へ 退所後の療養上の指導を行った場合 (最初に行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度)	
退所時情報提供加算	1,000円	退所後の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合 (1人につき1回)	
退所前連携加算		指定居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス利用上必要な 情報提供とサービス調整を行った場合(1人につき1回)	
	l	l	